

平成28年第4回(12月)定例町議会

(第3日 12月8日)

平成28年第4回(12月)西伊豆町議会定例会

議事日程(第3号)

平成28年12月8日(木)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第46号 西伊豆町教育委員会教育長給与等に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 議案第47号 西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 3 議案第48号 西伊豆町税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 4 議案第49号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 5 議案第50号 西伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第51号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について
- 日程第 7 議案第52号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について
- 日程第 8 議案第53号 平成28年度西伊豆町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 9 議案第54号 平成28年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第55号 平成28年度西伊豆町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第56号 平成28年度西伊豆町温泉事業会計補正予算(第1号)
- 日程第12 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第13 同意第2号 西伊豆町監査委員の選任について
- 日程第14 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番 山本智之君

2番 芹澤孝君

3番 高橋敬治君

4番 加藤勇君

5番	山田昭男君	6番	山田厚司君
7番	西島繁樹君	8番	星野淨晋君
9番	堤和夫君	10番	山本榮君
11番	増山勇君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	藤井武彦君	副町長	八谷達男君
教育長	宮崎文秀君	総務課長	高木久尚君
企画防災課長	山本法正君	窓口税務課長	高木君人君
健康増進課長	白石洋巳君	環境福祉課長	鈴木昇生君
産業建設課長	佐久間明成君	観光商工課長	松本正人君
企業課長	村松圭吾君	会計課長	藤井すわ子君
教育委員会 事務局長	高木光一君		

職務のため出席した者

議会事務局長	藤井貞代	書記	山本文彦
--------	------	----	------

開会 午前 9時30分

開議宣告

議長（堤 和夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は11名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（堤 和夫君） 本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第1、議案第46号 西伊豆町教育委員会教育長給与等に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） おはようございます。

議案第46号 西伊豆町教育委員会教育長給与等に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町教育委員会教育長給与等に関する条例の特例に関する条例（平成26年西伊豆町条例第10号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年12月6日 提出

西伊豆町長 藤井 武彦

詳細につきまして担当課長が、ご説明申し上げます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 議案第46号について説明させていただきます。

今回の改正につきましては、人事院勧告に基づくものであります。今年の勧告では期末手当に掛かるものについて、0.1ヶ月分の増額が示されました。

それに基づきまして、教育長の期末手当を改正したいものでございます。

新旧対照表をお願いいたします。

12月10日に支給する期末手当を現行100分の217.5に今回勧告されました0.1月分。100分の10を加えまして100分の227.5としたいものでございます。

本文のほうをお願いいたします。

附則といたしましてこの条例は、交付の日から施行するという事でございます。

以上で説明とさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、本案に反対者の発言を許します。

5番、山田昭男君。

5番（山田昭男君） 私は、本人事院勧告にともなう、議案について反対の立場です。

今日本の国の借金は、1,054兆円。GDPの2.5倍にのぼります。しかもそれは増え続けております。国民一人当たりになると、830万円になると言われております。これらは負の遺産として、後世に引き継がれる先送りされることとなります。この額を少しでも少なくするために、このような厳しい財政状況下での値上げには、増額には反対です。

以上で反対討論とさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） はい。この議案第46号はあくまでも教育長の給与に関する条例でございます。教育長は県から来て、今3年目を迎えておるわけでございますけれども、当然県の方も人事院の勧告に従って給与は上がっております。これまで教育長が当町にきましてか

らの実績をみますと、JETプログラムをはじめいろいろな教育分野での活躍があつて著しく、そして県から来ていただいているにも係らず、その人材に答える給与を払わないというのは、私は西伊豆町として、やはり敬意を表していないということにも成りかねませんし、まあ、国の借金がたくさんという事をおっしゃっておりますけれども、今の社会情勢から考えますと、可処分所得が減っているという現状もありますので、出すところには出して、安かろう、悪かろうではなく、しっかりとそういう評価もしつつ、仕事をしていただいて、それに見合った、対価をお支払いするというのが私は妥当だと思っておりますので、この議案に賛成いたします。

議長（堤 和夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、山田厚司君。

6番（山田厚司君） 私も、原案に賛成の立場で討論したいと思います。

確かにGDPとかそういった話がありましたけども、そういった議論というのは、国会っていうか、国の方の場で議論していただきたい問題でありまして、当町におきましては、このお題目の方にもありますとおりですね、教育長の給与等に関する条例の特例に関する、こういったものであります。星野議員も言われましたとおり、県の方から、平成26年以降教育長に来ていただいているっていう事情をよく勘案してもらってですね、教育長が今まで西伊豆町にとってどれだけの功績をあげられてきていただいているのか。そういったものを考えれば、この条例は妥当なものだと判断して賛成いたします。以上であります。

議長（堤 和夫君） 先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第46号 西伊豆町教育委員会教育長給与等に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手多数です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第2、議案第47号 西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第47号 西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

西伊豆町職員の給与に関する条例（平成17年西伊豆町条例第44号）の一部を別紙とおり改正する。

平成28年12月6日 提出

西伊豆町長 藤井武彦

詳細につきましては担当課長が、説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 議案第47号について説明させていただきます。

今回の改正は、人事院勧告の基づくものでございます。

今年の勧告では、民間企業との格差を埋めるため、給料表の改正及び勤勉手当分につきまして、0.1ヶ月分の増額が示されました。

給料表につきましては、1,500円から400円の増額ということになります。勤勉手当につきましては、今年度のものにつきましては、0.1ヶ月分を12月のボーナス分として引き上げる。

29年度以降につきましては、その1ヶ月分、100分の10を、6月と12月の支給の勤勉手当にそれぞれ、100分の5ずつ振り分けて加算するというものでございます。

実施時期といたしましては、給料の改定につきましては、平成28年4月1日に遡ります。

勤勉手当につきましては、交付の日というようになっております。

また、今回配偶者手当、扶養手当の見直しも勧告されました。

配偶者手当につきましては、現状13,000円を他の扶養親族と同額の6,500円まで引き下げるということでございます。

一方、子どもにかかる手当て額を、現状6,500円から10,000円に引き上げるというものでございます。

これは受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、30年度までに段階的に実施することというように勧告されております。

それと、管理職特別勤務手当てに平常日の深夜、零時から朝の5時まで災害対応等の緊急で出務した場合の支給額が加わりました。

以上が今回の改正の骨子でございます。

おそれいたします。新旧対照表をお願いいたします。

新旧対照表の13ページまでは、行1行2表の給料表の新旧対照表を記載してございます。

14ページをお開きください。

これは勤勉手当の項目でございます。

15条の8の第1号では、12月分に100分に10を加算して100分の90にするということでございます。

その下の第2号でございますが、これは再任用職員については100分の5を加えるということでございますが、当町におきまして再任用はございませんので該当者はおりません。

2ページをお願い、次のページをお願いいたします。

同条第1項中を第15条の6中に改めました。

これは両方基準日からという言葉に記載しておりますので、箇所をわかりやすくするために、条項を15条の6ということで改めたものでございます。

第8条の扶養手当でございます。

第2項第2号で、「子、及び孫」と一括りにしていたものを、それぞれに「子と孫」というように分けました。これは子どもに対する扶養手当が、増額されるという先ほどの部分に起因したものでございます。それによりまして今までの3号以降は1号より繰り上がりました。

3号では2号の子以外の扶養親族に対する扶養手当を6,500円に。2号の子に対する扶養手当を1人に対して、10,000円に改めました。

16ページをお願いいたします。

9条の扶養親族では、カッコ内を削除しました。これはカッコ内の分は職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に掛かる手当額についても、引き下げられることとなったためでございます。

第2号では、第4号「弟、妹」を、第3号もしくは第5号「孫と弟妹」に改正いたしました。これは、子どもの分で3号は追加されたためでございます。2項では、「生じた場合においては」を、わかりやすい表現とするために、「生じた時には」というように改正いたしました。

17ページをお願いいたします。

上から2行目は、「全て」という言葉を平仮名で今まで使っておりましたが、漢字に改めたということでございます。

第3項では、扶養手当は、以下の下線部を以下の下線部を削除しまして、「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、中段の2箇所の「これらのを」、「その」という言葉にあらためてわかりやすくいたしました。

下から6行目の改定以降の下線部を削除いたしました。

これは第9条1項でもカッコ内を削除したと同じ理由でございます。

次に18ページをお願いいたします。

3項の、冒頭の、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合の「各号」を「1から3号」に明記いたしました。

第15条の4管理職特別勤務手当では、第1項の上から5行目の年末年始の休日等のあとに、括弧事項において「週休日等」という括弧閉じを加えました。

これにつきましては、文言を人事院勧告の文言に改めた、ということでございます。

第2項では、週休日等以外の日。いわゆる平常日の午前零時から午前5時までの間に、災害対応等で勤務した者にも、特別勤務手当を支給すると改めました。

第3項では、区分に応じて額を決めております。

19ページをお願いいたします。

第1号では、休みの日の額を、2号では平日の深夜。先ほどの零時か5時までの災害対応の額を明記してございます。

第15条の8勤勉手当では、平成29年からは、従来100分の80。先ほど申しました100分の5を振り分けて加えた「100分の85」となるむねを、第2号では、再任用職員は、従来ものに、

100分の2.5を加えた「100分の40」になる旨を明記いたしました。

改正本文の11ページをお願いいたします。

附則でございます。

施行期日といたしまして、この条例は交付の日から施行する。ただし、第3条の規定は平成29年4月1日から施行する。

2といたしまして、第1条の規定による改正後の西伊豆町職員の給与に関する条例、以下改正後の条例という括弧閉じの規定は、平成28年4月1日から適用する。

次の（給与の内払）3では、改正後の条例を、条例の規定を適用する場合において、第1条の規定する改正前の西伊豆町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当の月額等の特例措置。これが段階的措置でございます。

4といたしまして平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当の額等については、第3条の規定による改正後の西伊豆町職員の給与に関する条例第8条第3項の規定に関らず、前項第1号に掲げる扶養親族については、10,000円。同項2号に掲げる子については、1人につき8,000円。同項3号から第6号までに掲げる扶養親族。以下「父母等」という括弧閉じについては、1人につき6,500円。「職員に配偶者が無い場合にあっては、子にあっては10,000円とし、父母等にあっては9,000円とする。」とする。

（規則への委任）5といたしまして前2項に定めるものの他、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとしております。

以上で説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） はい、昨年でしたか、条例改正、一回していると思うのですが、まあある意味下がって、ただ、現状維持というか減給補償は今、されている状況だと思うのですが、今回の改正をして、その減給補償にまだ届かない方もいらっしゃると思いますが、全体的にこの条例がとったことによって西伊豆町としては、いくら、要は総支払い額というのが増えるのでしょうか。それと、配偶者と子どもの手当てが配偶者は低くなり、

子どもは多くなるという形ですけども、これ該当者はどのくらいいて、なんていうのですかね。これによって、増える分ってというのは、いくらぐらいなるのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 昨年度、給与の総合的見直しを行いまして今回の、改正部分で、いわゆる、差額支給4月にのぼって、ある人につきましては、一般事務職員で17名。これは行政給料表の1級2級にしか該当しません。ですからもう入りたての人っていうか、俗に言えば給料低い人ですが、一般事務員で17名。幼保で11名。行1と対象が28名です。109名中28名。行2といたしまして、14名中1名、ございます。月額に直しますと、37,000円程度。と、いうように計算しております。給与の部分が、今回の0.1ヶ月の増に伴う部分といたしましては、おおむね408万円というように計算してございます。

2番目の扶養について。何人いるかということでございますが、すいません。何人につきましては、今資料持ってないのですが、支払い金額といたしまして、現状で、今、扶養手当で払っているのが、112万円。これが、30年には、例えば職員が今と同じ条件。結婚する人がいないとか、子どもが生まれなかったとかという今と同じ条件で計算しますと、91万円。ということになりまして、この差額、扶養手当の分については、おおむね20万くらい下がるというふうな試算をしております。

議長（堤 和夫君） 他にございせんか。

4番、加藤勇君。

4番（加藤 勇君） 新旧対照表の18ページ。管理職の特別手当勤務の関係改正があったわけですけども、なかなか読み下るに難しい表になっているわけですが、現実的にはいわゆる管理職の方たちが、そういう深夜勤務をしたことによって、階弱っていいでしょうか。いわゆる不利にならないというようなことになっておりますか。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 不利にはならないことになっております。基本的には今もございまして、内容的には私は変わらないのかなというように理解しております。

議長（堤 和夫君） 他にありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案47号 西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手多数です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第3 議案第48号 西伊豆町税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第48号 西伊豆町税条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町税条例（平成17年 西伊豆町条例第53号）の一部の別紙のとおり改正する。

平成28年12月6日 提出

西伊豆町長 藤井武彦

詳細につきましては担当課長からご説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（高木君人君） それでは議案第48号について説明いたします。今回の改正は

日本と台湾の間で租税に関する取り決めが締結されたことを受け、法律が改正されました。その法律の改正にそって、また国の準則にそって町の税条例の附則の部分を改正したいものです。

日本と台湾との間では租税条約が結ばれていないため、今回の取り決めという形になり、条文の中でも、「特例適用利子」或いは「特例適用配当」という表現をしております。

それでは、新旧対照表のほうをごらんください。

表の右側が、新しく20条の2として、台湾との取り決めによる、利子や配当所得に対する課税方法や税率を規定しています。

対照表の4ページをお願いします。

左側、現行20条の2となっているものが、新しい20条の2が入ってきたため、20条の3と変更となり、こちらが今までもあります、租税条約による利子や配当に対する課税方法となっております。それでは改正条文のほう、本文のほうで、すいません。4ページをお願いします。

4ページの下段ですが、附則の1号ですが、国の準則にそった表現となっておりますが、1としまして、条例の施行日は、平成29年1月1日からとするものです。

附則の2号のほうですが、この適用が平成30年度から、適用するという内容になっております。

以上税条例の改正の説明といたします。

お願いします。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番。星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 今説明をいただいたわけですが、多分ちんぷんかんぷんということが一番、ベストな言葉だと思いますので、わかり易く説明をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（堤 和夫君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（高木君人君） 日本に住所を有する方がもちろん対象となってくるわけですが、台湾の投資事業組合などと法律では言っておりますが、そちらの方から受け取る利子による収入、所得。それから配当などについて、今まで取り決め等もなく、課税等もされておらなかったということがありまして、日本と台湾の間で、そういった問題を解消する

ために、この租税に関する取り決めが、交わされた。ということでありまして、この法律、上位の法律としましては、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得等の非課税等に関する法律というのがありまして、そちらのほうで改正されたことで、町の方の条例も改正したいというものであります。

議長（堤 和夫君） 6番。山田厚司君。

6番（山田厚司君） まあ、難しいあれだと思うのですが、では具体的に、例えばですね、株の取引があったりして所得を得たりする場合。あるいは不動産の取引で、所得を得たりする場合。そういった例において、所得を得た場合には、こういったものが該当してくっというようなことで考えてよろしいのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（高木君人君） 今回の改正、取り決めの場合は、不動産取引によるそういった収入とかとは該当いたしませんで、先ほども申し上げましたが、いわゆる投資関係で得た利子や配当などが対象となってきます。以上です。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） では、ほとんどが株とかの投資が主だっていうことですね。それでいったら、多分、申告に関しては自主申告が主になるわけなのではないでしょうか。

そうなった時に例えば、申告に対してガードをはかるとか、自主的ということの申告ですので、申告漏れとかのガードとかそういうのは、一切わからないってということでしょうか。そのへんだけお願いします。

議長（堤 和夫君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（高木君人君） 議員おっしゃるように、把握に付きましては、申告によるものとするというふうな決めがございまして、細かく漏れを拾い上げるという部分ではちょっと、漏れがあるのかなと感じております。

議長（堤 和夫君） 3番。高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 私もちんぷんかんぷんなのですが、今で台湾とは取り決めがなかった。今回こういう取り決めをしたってということですが、他の協定を結んでいる外国があるわけですね。こういうのに比べて今回のいわゆる割合っていつのですか。これは、高い、低い。或いは同レベル。このへんはわかったらちょっと教えてください。

議長（堤 和夫君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（高木君人君） 先ほどちょっと附則をご覧いただきました。日本と台湾と

の取り決めによる課税の率としては、住民税の率としては、3パーセントが基準となっております。先ほどの20条の3が、租税条約締結国との税率を示しておりますが、こちらの方では、5パーセントが基準となっております。

[休憩と言う人あり]

議長（堤 和夫君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時20分

議長（堤 和夫君） 休憩をといて再開します。

窓口税務課長。

窓口税務課長（高木君人君） すいません、再度確認の意味であの回答させていただきます。

先ほどの山田議員の質問中で、不動産、それから株の収入が、所得が入るかということのご質問がありましたが、今回の条例の中では、株等に関するものでして、不動産による利子や配当の所得は含まれておりません。

高橋議員からの質問ですが、今回の日本と台湾の取り決めによる税率では、取り決めのほうの税率のほうが低くなっております。

議長（堤 和夫君） と、よろしいですか、高橋さんよろしいですか、

[発言する人あり]

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第48号 西伊豆町税条例の一部を改正する条例案について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第4、議案第49号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案49号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町国民健康保険税条例（平成17年西伊豆町条例第54号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年12月6日提出

西伊豆町長 藤井武彦

詳細につきましては担当課長がご説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（高木君人君） それでは、議案第49号について説明いたします。

国保税条例の附則の改正でございます。新旧対照表のほうをご覧くださいと思います。

先ほどの町の税条例の改正をうけ、同じく法律で規定する「特例適用利子」や「特例適用配当による所得」を、国民健康保険税の所得割りの算定や軽減判定の際に用いる総所得金額に含めることとするというもので、附則のこの新旧対照表附則の10項がその「利子」につい

て。

それから11項で、「配当」について規定しております。

改正条文のほう2ページをお願いします。

町の税条例の改正と同じく準則の表現と同じになりますが、1号で条例の施行日を定めておまして、平成29年1月1日から施行するものとしております。

2号で、平成30年度の課税から適用するという規定としております。

以上国保税条例の改正の説明とさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議長（堤 和夫君） 先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第49号西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議長（堤 和夫君） 日程第5 議案第50号 西伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長(藤井武彦君) 議案第50号 西伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町手数料徴収条例(平成17年西伊豆町条例第55号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年12月6日提出

西伊豆町長 藤井武彦

詳細につきましては担当課長が説明いたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（高木君人君） それでは議案第50号について説明いたします。

こちらの今回の手数料条例の改正は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律が制定されました。

その法律の中で、国外犯罪の被害弔慰金等の支給を受けようとする者に対して市町村の条例で定めるところにより、被害者またはその遺族の戸籍に関し無料で証明することが出来ると規定されました。

この法律の規定を受け、被害者や本人や御遺族、御家族の経済的負担を軽減することを目的として、この法律により戸籍を請求した場合に無料で交付することが出来る。としたいものであります。

以上、説明とさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第50号 西伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって議案第50号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時20分

議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

日程第6、議案第51号 静岡州市町総合事務組合理約の一部を変更する規約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第51号 静岡州市町総合事務組合理約の一部を変更する規約案について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、静岡州市町総合事務組合

規約（平成18年市行第581号）の一部を別紙のとおり変更したいので、同法第209条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成28年12月6日 提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては担当課長がご説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） それでは、議案第51号について説明いたします。

今回の一部変更は、三島市、裾野市及び長泉町の3市町で構成する[富士山南東消防組]合が本組合に加入することに伴う所要の変更手続きでございます。

この事務組合には、当町を含め県内全ての市町が加入しておりますので、それぞれの市町の議会の許可を得るということで、今回上程させていただきました。

1枚めくってください。変更の本文でございます。

別表第1（第2条関係）及び別表第2（第3条関係）中「裾野長泉清掃施設組合」の次に「富士山南東消防組合」を加えるものでございます。

新旧対照表といたしましては、1ページ2ページ3ページにそれぞれ1箇所ずつの新しく入れるということでございます。

附則といたしまして、この規約は平成29年4月1日から施行するというものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第51号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第7、議案第52号 賀茂地域の広域連携に掛かる連携協約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第52号 賀茂地域の広域連携に掛かる連携協約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、西伊豆町が静岡県、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町及び松崎町と締結した賀茂地域の広域連携に掛かる連携協約を別紙のとおり変更することにつき、議会の議決を求める。

平成28年12月6日提出

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細は担当課長がご説明申し上げます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） ただいま上程されました議案第52号についてご説明をさせていただきます。

昨日の議会で承認いただきました指導主事の共同設置議案の関連になりますが、本議案は、

西伊豆町が既に静岡県、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町および松崎町とそれぞれ締結をしております賀茂地域の広域連携に掛かる連携協定の別紙に教育の分野を追加したいものでございます。

追加内容につきましては、賀茂地区、1市5町及び静岡県の指導主事が連携して、学校教育等に関する専門的事項の指導に取り組むものでございます。

なお、追加の文言につきましては静岡県、下田市、その他の町で多少異なっておりますのでそれぞれご説明をさせていただきます。

では、恐れ入りますが、1枚おめくり頂きまして1ページになりますが、先ず静岡県との連携協約の変更になります。

1条にありますとおり、別表に次のように加えるというものでありまして、最左欄が取り組み分野になりますが、教育を追加し、中欄は、静岡県の役割分担になりますが、賀茂地域1市5町の指導主事の取り組みに対して支援を行うというものでございます。

最右欄は、当町の役割分担になりますが、賀茂地域の他の市町、当町を除く1市4町になりますが、その市町と共に指導主事が担う専門的事項の指導を行うというものでございます。

2条としてこの協約は平成29年4月1日に効力を生ずるというものでございます。

次に2ページをお願いいたします。

こちらは下田市との連携協約の変更になります。こちらも1条にありますとおり、別表に次のように加えるというものでありまして、表ご覧いただきたいと思いますが、最左欄に、の取り組み分野にこちらも教育を追加し、中欄は下田市の役割分担になりますが、当町含む賀茂地域の5町と共に指導主事が担う専門的な事項の指導を行うというものでございます。

最右欄は当町の役割分担ですが、当町を除く賀茂地域の1市4町と共に指導主事が担う専門的な事項の指導を行うというものでございます。2条といたしましてこの協約は平成29年4月1日に効力を生ずるというものでございます。

次に3ページをお願いします。こちら東伊豆町との連携協約の変更になります。

こちらも1条にありますとおり、別表に次のように加えるというものでございます。

最左欄の取り組み分野に教育をこれも追加し、中欄の東伊豆町の役割分担につきましては、賀茂地域の他の1市4町と共に指導主事が担う専門的な事項の指導を行うというものでございます。

最右欄の当町の役割分担は先ほど申し上げました下田市との連携協約の追加内容と同様でございます。

2条といたしましてこの協約は平成29年4月1日に効力を生ずるというものでございます。

4ページ以降は今申し上げました東伊豆町と同様の内容になりまして、4ページが河津町、5ページが南伊豆町、6ページが松崎町との連携協約の一部を変更する協約となります。

なお、今回の変更につきましてはそれぞれ同様の内容で県、それから他市町の議会に上程されるものでございます。

以上簡単ですが説明とさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番。星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） この議案は昨日の議案第43号関連ということなのですが、第43号の指導主事の共同設置の場合は東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町ということで、下田市は入っていないわけですが、こちらの、広域連携のほうは下田市が入っているわけですね。そうすると下田市からすると、うちは関係ないよという話にもなりかねないかなというように思うのですが、そのへんはいかがなのですか。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 下田市につきましては既に単独で配置をしております。その方たちと連携指導を行うというものでございます。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） ここでそれを言っているのか解りませんが、43号の時に下田市も一緒にして、今配分が3名ですが、4名にするとかってことは出来なかったのか。そうすればこの協同設置も下田市を含めた賀茂郡の市町と県が協約を結ぶっていかたちストレートでいいのかなというように思うのですが、そのへんはいかがですか。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） いろいろ議論の中ではそのような話もありましたが、下田市としては、単独チャージを引き続きしたいということで、今回は共同設置には入らなかったということでございます。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第52号 賀茂地域の広域連携に掛かる連携協約の変更についてを原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって議案第52号は原案のとおり可決されました。

議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第8、議案第53号 平成28年度西伊豆町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第53号 平成28年度西伊豆町一般会計補正予算（第5号）、

平成28年度西伊豆町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億9,900万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条、地方債の変更は「第2表地方債補正」による。

平成28年12月6日 提出

西伊豆町長 藤井武彦

詳細は担当課長が説明いたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長(堤 和夫君) 総務課長。

総務課長(高木久尚君) それでは、一般会計補正予算第5号について説明させていただきます。

今回の補正の主なものといたしましては、歳入におきまして、年金生活者等支援臨時福祉給付事業費補助金、県単独農業農村整備事業費補助金、前年度繰越金、下田地区消防組合返還金、町債の増額、財政調整基金繰入金の減額などが歳入の主なものとなっております。

歳出におきましては、人事院勧告にもとづく職員の期末勤勉手当、過年度分臨時福祉給付金の返還金、介護給付費繰出金、臨時福祉給付金、県単独農業農村整備事業宇久須地区の農業用施設の維持工事、体育館の非構造部材耐震化事業、基金積立金の計上が主なものとなっております。

それでは2ページをお願いいたします。

第1表。歳入歳出予算補正歳入でございます。

款、項、補正額、計の順に朗読いたします。

13款国庫支出金、3,945万9,000円。3億9,944万3,000円、1項国庫負担金12万円。1億8,632万7,000円、2項国庫補助金、4,074万1,000円、2億253万円、3項国庫委託金、140万2,000円の減額。1,058万6,000円。

14款県支出金、901万3,000円、4億1,777万円。1項県負担金6万円、1億3,334万2,000円、2項県補助金895万3,000円、2億6,704万6,000円

15款財産収入、24万8,000円、1,353万2,000円。1項財産運用収入24万8,000円、968万円

17款繰入金、1項繰入金と共に3,300万円の減額、12億3,490万8,000円。

18款繰越金、1項繰越金と共に1億8,534万7,000円、2億8,534万7,000円。

19款諸収入、843万3,000円、6,780万円。5項雑入、843万3,000円、5,767万3,000円

20款町債、1項町債共に350万円、8億7,340万円。

歳入合計2億1,300万円を増額して、74億9,900万円としたいものでございます。

次の3ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款議会費、1項議会費共に14万円、6,722万4,000円。

2款総務費、193万円、11億4,726万4,000円。1項総務管理費、266万4,000円、9億7,051万4,000円、2項町税費、35万8,000円、8,865万6,000円、3項戸籍住民基本台帳費、31万円、7,393万4,000円、4項選挙費、140万2,000円の減額、1,234万円

3款民生費、5,492万6,000円、11億6,712万円。1項社会福祉費、4,701万7,000円、6億5,534万3,000円、3項児童福祉費、77万7,000円、1億7,888万4,000円、4項障害福祉費、713万2,000円、2億8,228万8,000円

4款衛生費、63万8,000円の減額、7億7,266万7,000円。3項清掃費、66万3,000円減額、4億2,396万6,000円、4項町営斎場管理費、2万5,000円、1,710万7,000円

5款農林水産業費、1,125万2,000円、2億6,888万3,000円。1項農業費、100万円、3,155万円、2項林業費、275万2,000円、6,431万8,000円、4項土地改良事業費、750万円、862万円

6款商工費、1項商工費共に261万9,000円の減額、9億6,828万3,000円。

7款土木費、19万円、2億9,016万1,000円。1項土木管理費、19万円、5,657万4,000円、2項道路橋梁費、増減なし、1億9,957万7,000円

8款消防費、1項消防費共に57万円、5億3,730万3,000円。

9款教育費、1,400万1,000円、4億5,722万9,000円。次のページをお願いいたします。

1項教育総務費、66万円、7,013万2,000円、2項小学校費、10万円、4,763万1,000円、3項中学校費、1,228万円、5,787万8,000円、4項幼稚園費、45万円、9,504万6,000円、6項社会教育費、11万円、4,410万6,000円、7項保健体育費、40万1,000円、7,024万3,000円

12款諸支出金、1億3,324万8,000円、11億4,765万9,000円。2項基金費、1億3,324万8,000円、11億4,765万7,000円

歳出合計2億1,300万円を追加して、74億9,900万円としたいものでございます。

次の5ページをお願いいたします。第2表地方債補正第5号でございます。

補正額のあるところだけを説明いたします。

中段の田子、安良里線改修事業350万円を加えまして5,230万円、最下欄の計といたしまして、350万円を追加いたしまして、8億7,340万円としたいものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

先ほど説明いたしました、第1表歳入歳出予算補正の歳入及び歳出と同様でございますので、省略させていただきます。

補正額の財源内訳につきましては、7ページの記載のとおりでございます。

8ページをお願いいたします。歳入です。

主なものを説明していきます。上から2つ目。13款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金ですが、年金生活者等支援臨時福祉給付事業費補助金といたしまして、3,703万9,000円を計上いたしました。

その下にあります6目教育費国庫補助金の学校施設環境改善事業交付金370万2,000円は、体育館非構造部材耐震化事業に対する補助金でございます。

一番下の14款県支出金2項4目農林水産業費県補助金の県単独農業農村整備事業費補助金375万円は宇久須川の頭首工工事に対する補助金でございます。

次の9ページをお願いいたします。中段の17款繰入金、1項1目財政調整繰入金を3,300万円減額しております。その下の前年度繰越金を、1億8,534万7,000円計上いたしました。これは前年度の決算が確定しましたので計上いたしました。

その下19款諸収入5項1目過年度収入の765万6,000円は、下田地区消防組合の平成27年度負担金の返還金でございます。これも27年度の決算が確定しましたので、上での返還金でございます。

最下欄の、20款 町債には、田子安良里線改修工事に伴う過疎債を計上してあります。

11ページをお願いいたします。歳出でございます。

冒頭説明いたしましたように、3節には人事院勧告に伴う期末勤勉手当を、また4節には、共済負担金を計上してございます。主なものといたしましては、総務費1項総務管理費の中で職員手当、共済費というようにやっておりますが、人件費をとってある各項目ではこれから後につきましても、このようなところが出てきますのでご理解をしていただきたいと思います。

次に12ページをお願いいたします。2款総務費、4項3目参議院議員通常選挙費は、事業費が確定したことによります減額でございます。

13ページをお願いいたします。3款民生費、1項1目社会福祉総務費の23節償還金利子及び割引料は27年度事業費確定による返還金でございます。

5目の介護保険事業特別会計繰出金の476万4,000円は法定繰出金でございます。

9目の臨時福祉給付金給付事業費に3,688万3,000円を計上いたしました。これは、財源は全て国庫補助金でございます。

次の14ページをお願いいたします。最下段の3款民生費、4項3目23節の返還金655万1,000円は27年度の自立支援給付事業費の確定による返還金でございます。

15ページをお願いいたします。最下段の5款農林水産業費、2項2目には伊豆地域鳥獣害対策連絡会補助金259万2,000円を計上いたしました。

16ページをお願いいたします。上段の5款農林水産業費、4項1目の工事請負費750万円は、宇久須川の頭首工工事を計上いたしました。

その下の6款商工費、1項6目ふるさと振興費では、当初に計上いたしました臨時雇賃金の2人分の345万8,000円を減額計上いたしました。

1ページとばしまして、18ページをお願いいたします。9款3項2目、賀茂中学校管理費の工事請負費は体育館非構造部材耐震化事業に1,039万円を計上しております。

最後の19ページをお願いいたします。最下段、12款諸支出金、2項基金費は、財政調整基金に1億3,324万8,000円を積み立てます。これは、決算額が27年度の決算額が確定して翌年繰越金の半分ということで積み立てるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたりページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

3番、高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 大きく2つ聞きたいと思います。

11ページ。歳出2款、総務費。財産管理費、町有建物火災保険料が補正で出てくるってことは、対象建物はどこかということですね。

それから、16ページ。1の土地改良事務総務費、宇久須川の頭首工といいましたけども、この工事の場所、それから、その頭首工により、いわゆる取水している農家の件数、または面積ですね。

それからこれが、地区要望なのか、どこからのからか、要望が出てきたのかこの点についてお伺いします。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） それでは、先に16ページの方でお願いしたいと思います。

県単の農村の農村整備事業、宇久須地区農村、農業用施設維持工事になります。

頭首工ということで、神田神社をまず頭に入れていただけるといいと思いますが、神田神社より上流側へ100メートルほどいったところにありますのが、入谷川原頭首工というのがございます。またそこから200メートルほど下流側に、宮下頭首工というものがございまして、こちらの方の施設修繕になります。

入谷川原が昭和35年、宮下頭首工は昭和36年の設置になっております。

地区からの要望ということで、神田地区の方から、地区要望が上がってきております。取水の利用面積ということですが、約2ヘクタールが対象となっております。以上です。農家数はすいません、ちょっと確認しておりません。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 火災保険料であります、第3分団の新しく建てました詰所でございます。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 火災保険料はわかりました。

今の頭首工のほうですけれどもね、利用農家面積に2ヘクタールってことですが、現在、例えばそこで取水をして水稻されている現実ってあるのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 水稻の耕作はされておりません。全て今の2ヘクタールは畑地になっております。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 畑地ってことになるんですね、宇久須川には十いくつもの頭首工がありますよね。ですから、今後出てくる可能性があるかなというように思いますけれども、地区要望ということであのいわゆる俗名多分どんぶってというところで、これかなり前から地区から要望ありましたので、その処理は、やられるということはよくわかりました。はい。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

8番、星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 13ページの上から3つ目ですけれど、過年度分の臨時福祉給付金の返還金。360万なのですけれども、これが出てくるということは、いただいてないかたがこれだけいるのかなというように逆に、思うわけですけれども、この方は申し込みがというのかで

すね、受付に来られなかったのか、それとも自ら、こういうものはいただかないよということでこれだけの額が不要になって、返還するかたちになったのかということが1点。次が15ページですけれども、施設整備費ということで100万円計上されています。この場所をお願いします。もう一つが、18ページですけれども、これ全協で話は聞いてはおりますが、体育館の非構造部材の耐震化事業ということで、金額が1,000万計上されているわけですが、これは、どういう工事をされるのか、そしてこないだ質問もさせていただきましたけれども、あのものをこう直すことが有用なのか、それとも他のものでは、代用できないのか、そのへんはいかがですか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長

産業建設課長（佐久間明成君） まずは15ページの施設整備補助金のほうになります。場所としましては、丹野平を思い描いていただければいいと思いますが、林道大城線の終点部分に元の販売施設がございますが、そこから上流へ約550メートルいったところの位置になります。

（「ちょうど中間ぐらい」という人あり）

議長（堤 和夫君） 環境福祉課長。

環境福祉課長（鈴木昇生君） 臨時給付金の還付の関係なのでですけど、一応27年度のこの事業につきましては、申請者が2,700名ほどの対象者に対して1,830名の申請がありました。

そのうち、審査しまして1,800名分の方を6,000円支給していますので、ちょっと、宣伝が足らなかったかもしれないのだけれど、一応、2,700人のうちに1,800名の支給というかたちになっております。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 18ページの体育館非構造部材の耐震化工事の関係になりますが、工事の内容につきましては、一つはバスケットゴールの耐震化になりまして、耐震化設計された新たなバスケットゴールに変更と。それから、建物の躯体のところ接続部にH鋼等で補強するというものでございます。

それから、照明器具の耐震化工事がもう一つになりますけども、照明器具が落下しないように脱落及び振れ防止の対策をとるというものでございます。

それから、代替のものはということのご指摘なのでですけども、移動式のバスケットゴールも検討はしたのですけども、保管場所とすね、後ろに設置した場合スペースがないということで、移動式のものは難しいかなということがあります。

それから、撤去だけではということも、ご指摘が以前ありましたけれども、正式なあのバスケットゴールを取るには、やはり縦でないととれないということがありまして、現況のまままで変更したいというものでございます。以上です。

議長（堤 和夫君） 8番、星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 先に15ページの丹野平のほうですけれども、あそこは前区かその関連する方に、部材というかその材料支給をして、一応道を整備してもらった過去があると思うのですけれども、今回のこの100万円はどういったかたち町が完全に工事をするのか、前回と同じように物を支給してやっていただくのか、そのへんはいかがでしょうか。もう1点の13ページのほうですけれども、対象者が2,700人で、1,830人が申請をし、それで審査した結果、1,800人ということなのですけれども、要は対象者の3分の2の方だけのみこれ貰ってないという計算になるわけですよ。そうするとこの900人の方は、広報が足りなかったのかなあというように課長言われましたけども、そういう問題で900人がもれるのかなあというのもちょっと不思議なのですが、まあ福寿会であるとか、そういうところに行ってそれでも、これだけの方が受け取らなかったか、そのへんはいかがなのでしょう。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 今回の作業につきましても、地区の方に作業をご依頼して、路肩がS字で落ちましたのでそこへ石積みをしていただくということで計上させていただきました。

議長（堤 和夫君） 環境福祉課長。

環境福祉課長（鈴木昇生君） 確かに3分の1の方が申請に来られていない経緯がありますけど、一応金額が、6,000円ということで、申請するのが少ないのかなあというのもあるのですけれど、ちょっと、こちらの広報も足りなかったのだと思いますので、今後については次回の給付金については、広報活動を一層強めていきたいと思っております。

議長（堤 和夫君） その喜楽会とかそういうところへPR活動したのかという質問もあったけれど、そのへんはどうなの。環境福祉課長

環境福祉課長（鈴木昇生君） それについてはしておりませんでした。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

4番、加藤勇君。

4番（加藤 勇君） 15ページの一番下になります林業振興費の中で、伊豆地域鳥獣害対策連絡会ですが、これ当初予算が確か1万円しか計上されてなかったように見ているわけです

けれども、今回259万2,000円になった理由といいましょうか、それとその使い道といいましょうか、そのへんをお聞きします。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） こちらの伊豆地域有害鳥獣対策連絡会につきまして、今回、有害鳥獣事業を行うにあたって、ドッグマーカーといいまして、犬の位置を確認する発信機とそれを受信する機械ということについて、県の方から追加の内示をいただきまして、今回新たに配備するということで予算計上させていただいております。

また、県の一斉捕獲につきまして、昨年までは直接県からこの協議会のほうへ交付金といいますが、補助金が出されておりましたが、本年度、町から協議会のほうへということ、流れの中で今回町のほうで、その県が協議会のほうへ出す駆除の費用を計上させていただいております。以上です。

議長（堤 和夫君） 加藤勇君。

4番（加藤 勇君） ただいまの件は了解いたしました。

もう1点お聞きします。

16ページのふるさと振興費。賃金が345万8,000円減額ということで、臨時雇2人前ということでしたのですが、今年につきましても大変、事業されておるわけですが、そうした中で、やはり事務が大変だというふうに私は理解しているのですけれど、そうした中で、2名の臨時を減らせる状況になったということについてお聞きします。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 2名の臨時を減らせる状況になったものとして、一つは、今年新たにふるさと納税の係り、特化した係をつくりました。

それと、2階にかなりの事務処理機っていいですか自動封入封函機を購入って言いますが、リースしております。それによりまして今まで手で作業していたものが、格段のスピードで大容量っていいですか、多くの数を処理できた。あと当然職員が努力にも含まれると思いますが、そういうことが、大きな要因とっております。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

11番、増山勇君。

11番（増山 勇君） 先ほど質疑ありましたけども、15ページの伊豆地域鳥獣害対策連絡会ってというのはどういう組織で、どこまで伊豆地域っていうので、管轄されているのか。そしてまたこの会の年間予算ってというのはどれぐらいで活動されているのか、その点が、まず

1点です。

2点目はですね、これ雑入であがっているのですけれども、その他雑入っというのはこれ具体的に何でしょうか。

最後のですね、

議長（堤 和夫君） 9ページ 増山勇君

11番（増山 勇君） 9ページです。その2点を聞かせてください。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） まず伊豆地域鳥獣害対策連絡会の管轄ということですが、JA伊豆太陽が事務局となりまして、賀茂郡と下田市、1市5町。それから、賀茂地区の農業委員会協議会、伊豆森林組合、賀茂猟友会、鳥獣保護委員さんの代表、それから県賀茂農林事務所で構成されている団体でございます。

予算については、負担金等とかはまったくなくて、県事業の要望機関。先ほど県に追加内示を貰いましたというような要望をこの名前でださしていただいているというだけです。

管内の有害被害の報告とかも、ここを通じて行っております。雑入。9ページのほうですが、今回配備されるドッグマーカーとか、あと、無線機、通常の狩猟、駆除狩りに使う無線機の配備につきまして、猟友会さんのほうから町の負担金の内の1割をいただくということで、猟友会さんのほうからの収入を計上させていただいております。

議長（堤 和夫君） 課長。伊豆地域っていうのはそれでは賀茂郡っていうことでいいのね。

（発言する人あり）

議長（堤 和夫君） 賀茂郡プラス下田市。産業建設課長

産業建設課長（佐久間明成君） 賀茂郡プラス下田市。

議長（堤 和夫君） 年間予算質問にあったのだけれども、年間予算

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 先ほども言いましたように負担金等の予算、まったく計上はありませんと。会議だけの団体でございます。

議長（堤 和夫君） 11番、増山勇君。

11番（増山 勇君） 会議だけでも費用がかかると思うのですけれども、そういったもろもろの年間ここでというのは鳥獣害被害っていうのはわが町も大変なのですけれども、全体がどうしようかってことで対策をここで練られていると思うのですよ。ですから当然予算があってしかるべきだと思うのですね。農協の事業としてやられているっていうように理解してい

いのかね。そのへんはあのどういうように考えればいいのですか。

それで、2点目は雑入のほうですけれども、この上にもあるのですよね。同じ、同じって
いうか、ドックに、犬につける無線機のっという、なんでふたつに分けてあるんでしょうか。
説明してください。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 農協主体のという団体ではございません。県の農林事務所
のほうから有害鳥獣の被害の協議をしたいということで、結成した団体でございますので、
ただ、農作物等の被害を受けるのは、そういったものの対策ということで、農協さんの方に
事務局をお願いした経緯があります。

[発言する人あり]

産業建設課長（佐久間明成君） そうです。予算については、農協さんが行っておりますの
で、特に予算措置はされてはおりませんと。はい。有害鳥獣駆除用無線機の導入負担金とい
うことで、24万円。その他の2万4,000円。ごめんなさい。2万4,000円。その他の雑入とし
て先ほど言ったドックマーカークとかという新たに追加がありましたので、そちらの分でも増
えております。ということです。

[発言する人あり]

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 项目的に把握しやすいということで、それぞれ分けてござ
います。

議長（堤 和夫君） よろしいですか。

他にございませんか。

3番、高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 16ページ。さきほどのふるさと振興費のこの委託料。67万9,000円です
ね、これは具体的にはどういった内容なのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） 観光協会へふるさと納税感謝券のとりまとめをお願いしてあ
りますけど、感謝券の使用が増えていきますので、それに対する予算が不足する見込みになっ
たので今回補正で計上させていただきました。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） その67万9,000円増えていきますけれども、これの原単位を教えてください

い。

議長（堤 和夫君） 観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） ふるさと納税感謝券の2万5,000枚。一枚当たり約27円で契約しておりますので、そういうようになります。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

2番、芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 14ページお願いします。

14ページの民生費のところですけど、児童福祉措置費。過年度分児童福祉法措置負担金返還金。措置っていう内容と77万円はどうして発生したのか。

[発言する人あり]

議長（堤 和夫君） 環境福祉課長。

環境福祉課長（鈴木昇生君） 児童、27年度の児童手当の交付金の完了に伴っての還付ということになります。一応その児童措置というどういうことですね、一応これの事業を支給したっていうことの差額になるのですけれど。措置っていうとどういう意味になるのでしょうかね。

[発言する人あり]

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 先ほど私の説明の中で言い足りなかったのかもしれませんが、措置という言葉については要そういう事務ということで、これで児童福祉法、福祉法措置ということで児童福祉法にもとづいて今の児童手当をいただいているわけですが、当初に見込んだ額よりも精算したところ77万7,000円が多かったという決算ができましたので、その分を返すという、これはもう事務的にそういうふうに精算をするというふうな事業でございますので、それにもとづいて今回、返すということでございます。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

[「なし」と言う人あり]

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言をゆるします。

[「なし」と言う人あり]

議長（堤 和夫君） 次に、原案意賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第53号 平成28年度西伊豆町一般会計補正予算(第5号)を原案の通り決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時20分

議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

日程第9、議案第54号 平成28年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第54号 平成28年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成28年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,519万2,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額をそれぞれ14億2,107万3,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月6日 提出

西伊豆町長 藤井武彦

詳細につきましては担当課長がご説明を申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） それでは議案第54号についてご説明いたします。

今回の補正の主な内容につきましては、歳出は事務費、介護保険システムの改修等、保険給付費は今年度の決算見込みにより、不足すると思われるサービス給付費の増額によるもの及び諸支出金については、前年度の保険給付費等に伴う国費、県費が確定したため、返還金を計上するものです。

歳入につきましては、保険給付費の増額に伴い、国、県支出金、支払基金交付金の増額、介護保険システム改修に伴う国庫補助金の計上、一般会計繰入金を給付費分、事務費分等を増額し、不足する財源につきましては、介護給付費準備基金を取り崩し賄いたいものでございます。

2ページをお願いします。第1表 歳入歳出、予算補正、歳入です。

款、項、補正額、計の順で説明させていただきます。

4款国庫支出金 1,091万3,000円、3億3,743万5,000円。1項国庫負担金630万7,000円、2億3,970万7,000円。2項国庫補助金、460万6,000円、9,772万8,000円。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、共に884万5,000円、3億7,400万1,000円。

6款県支出金、396万2,000円、1億9,747万1,000円。1項県負担金、396万2,000円、1億9,282万3,000円

7款繰入金、2,147万2,000円、2億3,467万6,000円。1項一般会計繰入金、476万4,000円、2億631万6,000円、2項基金繰入金、1,670万8,000円、2,836万円。

歳入合計に4,519万2,000円を追加し 14億2,107万3,000円としたいものです。

歳出です。

1款総務費、157万2,000円、3,895万7,000円。1項総務課管理費、157万2,000円、2,252万9,000円、3項介護認定審査会費、増減無、1,497万1,000円。

2 款保険給付費、3,158万9,000円、13億3,086万3,000円。1 項介護サービス等諸費3,113万2,000円、12億1,984万1,000円、2 項介護予防サービス等諸費、26万3,000円、3,576万6,000円、4 項高額介護サービス等費、増減無、2,451万円、5 項高額医療合算介護サービス等費、19万4,000円、329万4,000円、6 項特定入所者介護サービス等費、増減無、4,665万2,000円。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、共に1,203万1,000円、2,395万4,000円。

歳出合計に4,519万2,000円を追加し、14億2,107万3,000円としたいものです。

3 ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括、歳入です。

2 ページの第 1 表と同様ですので、省略させていただきます。

次に歳出です。これにつきましても、2 ページの第 1 表と同様です。補正額の財源内訳は、記載のとおりでございます。

4 ページをお願いします。歳入です。

主なもののみ説明させていただきます。

4 款 1 項 1 目、4 款 2 項 1 目、5 款 1 項 1 目、6 款 1 項 1 目の負担金交付金の増額につきましては、歳出の保険給付費、3,158万9,000円の増額に伴いまして、各負担割合により増額するものです。

4 款 2 項 4 目介護保険事業費補助金、75万6,000円は、歳出の一般管理費委託料に計上しました介護保険システムの改修業務151万2,000円の 2 分の 1 額の国庫補助分です。

7 款 1 項 1 目介護給付費繰入金、394万8,000円は、保険給付費増額分の12.5パーセント分の繰入、5 目その他一般会計繰入金、職員給与費等分、事務費等分、81万6,000円は全額繰入となります。

5 ページをお願いします。7 款 2 項 1 目基金繰入金、1,670万8,000円、歳入の不足分については、基金を取り崩します。基金残高は、約1,065万円となります。

6 ページをお願いします。歳出です。

主なもののみ説明いたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費、157万2,000円、人件費は給与改定に伴うもの。委託料は介護保険システムの改修で 2 分の 1 額は、国庫補助となります。1 款 3 項 2 目認定調査等費、これにつきましては、介護認定調査委託を委託に出して行っているものもありますが、委託先の都合により見込みよりも調査件数をこなせなくなったため、新たに臨時職員を雇い調査を行うために節間で増減を行うものでございます。

2 款 1 項介護サービス等諸費から 9 ページの 2 款 6 項特定入所者介護サービス等費までに

つきましては、今年度の決算見込みにより不足すると思われるサービスについて、給付費の増額をし、財源構成については給付費の増額により全体サービスに対する個々のサービスの割合が変わりましたので財源構成を行っております。

なお、保険給付費につきましては、27年度決算額から3パーセント程度の伸びを見込んでおります。補正額は大きいものとして、6ページの2款1項1目、居宅介護サービス給付費2,517万5,000円、訪問系サービスと福祉用具の貸与の利用者が増え、通所系サービスにつきましては、通所介護、通所リハビリの利用者が増えています。

7ページをお願いします。

2款1項の介護サービス等諸費の補正額計として、3,113万2,000円でございます。

9ページをお願いします。

8款1項4目、償還金1,203万1,000円、これは前年度の保険給付費等に伴う国費、県費が確定したため、返還金を計上するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたりページをさして質疑してください。

質疑ありませんか。

11番 増山勇君。

11番（増山 勇君） 1点なのですが、6ページの一般管理費の介護保険システム改修委託料なのですが、国の2分の1が補助金できていますけれども、一体全体年間にこの改修システムっというのはどういうふうに行われているのかってことと、頻繁にあるじゃないですか。こういう項目が。何がどういうふうになっているのか。そして具体的にどこに委託してどういう仕事をやられるのか。その点をもう少し説明してください。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 介護保険システム改修につきましては、介護保険法の改正等によりまして、国からいろいろ内容が変わってくる場合があります。それに伴いまして今介護保険につきましても、全てTKCのシステムを使用しています。その関係のシステム改修ということになっております。今回の改修の内容でございますが、所得指標の見直しとしまして、東日本大震災の関係で、集団移転促進事業や土地収用によりまして土地の売却等を行った場合、譲渡所得が収入に計上されて介護保険料や利用者負担段階上昇が生じているという現

状があります。補足給付の制度の中に、土地の売却収入等を所得とみなさないという格好の配慮を組み込むようなことができるように、所得指標の見直しを行うという格好で、個々にシステム改修をおこなうような格好になります。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 今説明TKCに全て委託をして、その要するに、そこでやるということですか。その費用が、これだけかかると。それでよろしいでしょうか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） そのとおりです。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

8番 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） はい。5ページになります。基金をまた取り崩してまあこちらに入れるということで、今、基金残高が1,065万円と、課長相当頭を悩ませていると思うのですけれども、来年度また、金額の改定ということで検討はされると思うのですけれども、当初予算ではこれ、1,100万円だったものが、1,600万。これ、ねえ、補正しなければいけないということになると、来年大丈夫なのかなというように心配はしているのですけれども、そのへんはいかがですか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 心配には心配なのですけれども、一応あの29年度の当初予算も基金を入れ込む中で取りあえずは、組めるような格好でやっております。29年度にその30年度からの第7期計画ですか。その保険料の見直しがありますもので、そのところでもう少しあの詳細に今後の伸び等も見ながらやってくような格好で、計画を作っていくことで考えていきたいと思っております。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 28年と同じ規模の予算を組めばまあぎりぎり足りると思うのですけれども、こういう補正をしなければいけない状況になると来年度、相当厳しくなるのではないかと思うのですが、これ町長、県の方にまあ、一借というかですね、一時的にでもやっぱり町の一般会計から繰入れて貸し出しで最終的に返しますよということになるのかもしれないけれども、そのぐらいのことは今後今から予算組まれるでしょうから、一応念押しで言っておかないと、県の方も何を言い出すかわかりませんので、そのへんのご確認を先にしていただいた方が課長も仕事がやりやすいのかなと思います、そのへんはいかがですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） これ議事録はのっかるもので上手くないがだけれども、担当課長はなんか上手くそのなんですか、やりくりがあるそうです。

それでなんとか回そうと、それで、値上げの件は今課長が言ったように、30年度、来年度じゃなくて30年度にもう1度上げると。来年だけなんとかそういうこう上手く予算が組めるのであればね、それやって、30年度に値上げして、もし29年度が、貰いすぎであればそこで返すというような格好にしたいなというような、まあ苦肉の策ですけどもそういうおの卑怯な手といったら言ったらおかしいんですけど、からくりが、やりながらなんとかして、これ乗り切りたいというに思っております。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

2番、芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 今の5ページの基金繰入なのですけど、この1,678万円ですか。これ、10月の監査報告の収支報告書、8,000万円近く黒字になっているのですよね。10月。なんでこの時期に繰入金が出るのか。その1ヶ月の間にそんなに何か使う要素はあったのですかね。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白井洋巳君） 先ほど補正予算でも言いましたけども、一応3月までの、決算見込みを見込みましてその中で増減をやっています。3月まで、このペースで27年度に比べて3パーセントあがっていますけれども、それでいきますと、これくらい不足しますもので、歳入として基金を入れ込みたいて格好になっております。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） ではまだ赤字にはなっていないけど、あらかじめ繰入れるってことでですか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳） あと、国費とか県費、そこらへんが入ってきておりますもので、その分がまだその給付費として出てっていませんので、黒字にはなっておりますが、今後歳出のほうが出てきますので、最終的にはこのような格好になると見込んでおります。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） ではちょっと、その他に9ページの、諸支出金ですか。この返還金のところでこのかなりの額が出ているのですけれど、これはなんか特定の特別なこれっていうような項目はあったのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長

健康増進課長（白石洋巳君） これにつきましては、町のほうで27年度の給付費について、最終的な見込み見込みを11月頃いつも出します。それによって、国、県へと補助金申請の変更をあげます。それで町のほうが、給付をどちらかという安全側に見ますもので、それによって国県費が多めに入ってきているということです。それで最終的に精算しまして、多く貰った分を返すような格好で今回計上しております。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

3回質問しています。

他にございませんか。

なければ、2番芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） では、これっていうあれはないのですね。だから平均していろいろなところから出てきたものが、これだけ積み重なったってことで。あの返還金。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 前年度の実績によってですので、特にこれがどうのこうのってことはありません。介護給付費全般において、町の方の見込みよりも、実績が少なくて済んだという格好で、国県費を返すような格好で考えてもらえばよろしいかと思えます。

議長（堤 和夫君） よろしいですか。他にございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第54号 平成28年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第10、議案第55号 平成28年度西伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第55号 平成28年度西伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）

第1条、平成28年度西伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条、平成28年度西伊豆町水道事業会計（以下「予算」という）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げます。

支出

第1款水道事業費用、2億1,171万6,000円、326万9,000円、2億1,498万5,000円。

第1項営業費用、2億660万3,000円、326万9,000円、2億987万2,000円。

第3条、予算第4条本文括弧書きを次のように改める。

（資本的収入額は資本的支出額に対して、不足する額1億9,573万9,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的支出調整額890万3,000円、過年度分損益勘定留保資金1億2,837万7,000円、当年度分損益勘定留保資金5,828万4,000円及び建設改良積立金取崩額17万5,000円で補てんするものとする。）

第4条、予算第7条に定めた経費の金額をつぎのように改める。

科目、職員給与費、4,455万1,000円、補正予定額40万8,000円、計4,495万9,000円

平成28年12月6日 提出

西伊豆町長 藤井武彦

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 企業課長。

企業課長（村松圭吾君） それでは議案第55号について説明させていただきます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の支出で、主に人件費及び減価償却費の増をそれぞれ計上するものです。

2ページお願いします。平成28年度西伊豆町水道事業会計予算実施計画収益的収入及び支出の支出です。

款、項につきましては、先ほど町長から説明がありましたので、省略させていただき、目から、補正予定額、計の順に読み上げます。

1款水道事業費用、1項営業費用、4目総係費、158万3,000円、5,984万8,000円。

5目減価償却費、168万6,000円、7,035万1,000円。

3ページお願いします。こちらは平成28年度西伊豆町水道会計予算明細書収益的収入および支出の支出です。

1款水道事業費用、1項営業費用、4目総係費、補正予定額158万3,000円の増は、給与改定や人事異動を反映し、年間の支給額が確定し、また翌年度6月に支給します賞与の引当金分をそれぞれ計上したものでございます。3節手当てで40万8,000円の増額。4節法定福利費の共済組合負担金で72万円を減額しております。28節貸倒引当金繰入額、189万5,000円は、水道使用料未収金の債権について回収することが困難と予想される額を見積り引き当てたものです。5目減価償却費補正予定額、168万6,000円の増は、平成27年度決算確定に伴う減価償却費の更正分です。3節構築物、12万2,000円、4節機械及び装置、70万4,000円、7節無形固定資産、86万円を計上しております。

4ページをお願いします。4ページから6ページまでが、平成27年度の西伊豆町水道事業会計貸借対照表です。27年度の決算の貸借対照表に剰余金処分を反映した数値で記載しております。内容につきましては省略させていただきます。

7ページをお願いします。こちらから8ページまでが、平成27年度の西伊豆町水道事業会計の損益計算表です。こちら27年度の決算書と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

9ページをお願いします。

9ページから11ページまでが、平成28年度西伊豆町水道事業会計予算会計予定貸借対照

表となります。

平成27年度の決算貸借対照表に今回の補正予算案を反映させ、平成29年3月末の予定数値を示したものでございます。

10ページをお願いします。

こちらの8行目、資産合計22億2,508万4,713円をご確認いただき次の11ページをお願いします。

一番下段であります負債資本合計22億2,508万4,713円が、先ほど10ページの資産合計と同額であるということをご確認いただきまして、12ページをお願いします。

平成28年度の西伊豆町水道事業会計予定会計予定キャッシュフローの計算書です。

こちらは29年3月末の予定数値を示しております。下段の資金未残高4億1,032万1,000円が、10ページにお戻りください。10ページの予定貸借対照表の2行目、(1)の現金、預金と同額であるということをご確認いただきまして、雑駁ですが議案第55号の説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

議長(堤 和夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたりページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

1番、山本智之君。

1番(山本智之君) 1点だけお願いします。3ページの28節のですね、先ほど貸倒引当金を今回繰入れているわけですけれども、これで今年度分は、更にと言ったらおかしいのですが、次の補正とこのようなものが出てくることはないのかと、来年度の見込みというかまだこのような引当金を入れなきゃならないような事情がでてくるのか、その2点だけお願いします。

議長(堤 和夫君) 企業課長。

企業課長(村松圭吾君) この貸倒引当金に関しましては、住居不明とか死亡などによりまして、もう将来においてその回収が不能という額を、本来ですとその、個々1軒1軒詳しく調べてあたりまして、算出するのが、理想なのですが、なかなかそうはいかないもので、期末未納額の5パーセントを計上しております。これは引当金というのは将来その見込まれる損失費用を今のうちに各年度必ず見込むような形になりますので、今後の補正ではありませんが、来年度予算も、だいたい期末の未納額の5パーセント程度を貸倒引当未納額として、

見込んで計上させていただきたいと思っております。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

4番、加藤勇君。

4番（加藤 勇君） 同じのページのですね、一番下になります。無形固定資産という表現が、今回新しくいいましょうか、当初にはなかったもので出てきた表現だと思ひまして、この内容についてお聞きします。

議長（堤 和夫君） 企業課長。

企業課長（村松圭吾君） 減価償却費は、いろいろやった事業に対してのものなのですが、この無形固定資産に関しましては、前年度、業務委託しました水道の基本計画。これが無形固定資産にあたるものです。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第55号 平成28年度西伊豆町水道事業会計補正予算(第1号)を原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は午後1時です。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

日程第11、議案第56号 平成28年度西伊豆町温泉事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第56号 平成28年度西伊豆町温泉事業会計補正予算（第1号）。

第1条、平成28年度西伊豆町温泉事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条、平成28年度西伊豆町温泉事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げます。

支出

第1款温泉事業費用、7,844万4,000円、336万8,000円、8,182万2,000円。

第1項営業費用、7,417万5,000円、336万8,000円、7,754万3,000円。

第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、職員給与費、既決予定額384万4,000円、補正予定額8万4,000円、計392万8,000円

平成28年12月6日 提出

西伊豆町長 藤井武彦

詳細につきましては担当課長が説明いたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 企業課長。

企業課長（村松圭吾君） それでは、議案第56号について説明させていただきます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の支出で、先ほどの水道会計と同様に主に人件費、減価

償却費の増をそれぞれ計上するものです。

2ページをお願いします。平成28年度西伊豆町温泉事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出の支出です。

款、項につきましては、先ほど町長から説明がありましたので省略させていただき、目から補正予定額、計の順に読み上げます。

1款温泉事業費用、1項営業費用、4目総係費、70万3,000円、822万4,000円。5目減価償却費、266万5,000円 2,599万6,000円。

3ページをお願いします。平成28年度西伊豆町温泉事業会計予算明細書収益的収入及び支出の支出でございます。

1款温泉事業費用、1項営業費用、4目総係費、補正予定額70万3,000円の増は、給与改定や人事異動を反映し、年間支給額が確定したものの。翌年度、6月に支給します賞与の引当分をそれぞれ計上したものです。3節の手当てで、5万9,000円、4節法定福利費の共済組合負担金で2万5,000円をそれぞれ増額しております。28節貸倒引当金繰入額、61万9,000円は温泉使用料の未収金の債権について回収することが困難と予想される額を見積もり、引当てるものでございます。5目償却費補正予定額、266万5,000円の増は、平成27年度決算確定に伴います減価償却費の更正分です。3節構築物で284万円を増額し、4節機械及び装置で17万5,000円を減額するものでございます。

4ページをお願いします。平成27年度西伊豆町温泉事業会計貸借対照表です。平成27年度の決算の貸借対照表に剰余金処分を反映した数値で記載しております。内容につきましては、省略させていただきます。

7ページをお願いします。こちらが平成27年度西伊豆町温泉事業会計損益計算書です。こちらが平成27年度の決算書と同じでございますので、説明のほうは省略させていただきます。

9ページをお願いします。平成28年度西伊豆町温泉事業会計予定貸借対照表です。平成27年度の決算貸借対照表に今回の補正予算案を反映させ、平成29年3月末の予定数値を示したものでございます。

10ページをお願いします。10ページ8行目の資産合計、10億6,178万1,651円をご確認いただき、次の11ページをお願いします。こちらの下段にあります負債資本合計、10億6,178万1,651円が先ほど10ページで申しました資産合計と同額であることをご確認いただきまして、12ページをお願いします。

こちらが、平成28年度西伊豆町温泉事業会計予定キャッシュフロー計算書です。平成29年3

月末の予定数値を示しております。下段の資金期末残高6億5,366万1,000円は、10ページの予定貸借対照表の2行目お願いします。こちらの、(1) 現金預金と同額であるということをご確認していただき、雑駁ですが、議案第56号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長(堤 和夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたりページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

6番、山田厚司君。

6番(山田厚司君) 3ページお願いします。先ほどの水道事業のところとでもですね、貸倒引当金ってことで、未収金のほうで、回収不能というふうな判断したところ計上したというようなことで、これも同じようなことだと思っておりますけども、温泉事業ということでもありますので、水道とは若干意味合いが違おうと思います。事業用、あるいは、家庭用とですね、そのへんのところの区別等々、鑑みてですね、そういった内容のもう少し細かい分析等あるいは、そういうのを含めて同じように何パーセントで計上しているのか。そのへんのところをもう少し説明をお願いでしょうか。

議長(堤 和夫君) 企業課長。

企業課長(村松圭吾君) こちらの算出根拠になりますが、営業用、個人用を含めた未納額の中から5パーセントを計上させてもらいまして、その中で、要するに、営業用がいくらでとか細かい計算はしてはおりません。

議長(堤 和夫君) 山田厚司君。

6番(山田厚司君) 取合えずでは傾向としては、先ほどの5パーセントってということだったのでですけども、大体、その計上するパーセントは5パーセントで基準として、そういう計上額になるってようなことで考えているわけですか。

それとあとひとつはですね、営業用と自家用ってというような話の中で、例えば今年は傾向としては、営業用が多かったとか、そういったような傾向とかいうのがわかれば教えてもらえます。

議長(堤和夫君) 企業課長。

企業課長(村松圭吾君) 1点目の方は、その5パーセントは今後も来年度予算も、それぞれ1軒1軒ちょっと回収不能とかを調べるのに、ちょっと時間かかりまして、一定の割合で、

回収不能が発生するという仮定の中で5パーセントを計上します。営業等に関しましてはその年のそのホテル等、特にホテル、宿泊業施設のほうの入り込みのお客さんによって、だいぶ上限がありまして、正確にその数字っていうのが、今の時点では出てこないのが現状です。

議長（堤 和夫君） 課長、質問は、その5パーセントっていうのが未納額の5パーセントっていうのは、来年もそうか、もしかしたら、その数字が増えるのか、少なくなるのか、そういうような質問だったと思いますが。

企業課長。

企業課長（村松圭吾君） 5パーセントは、一定のパーセンテージで、今後もそのパーセンテージで、未納額から毎年引当金として計上したいと思っております。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。8番星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 今のところと、同じなのですけれども、5パーセント充ててくっという、言っている意味はわかるのですよ。ただ、温泉は水道と違って、贅沢品といっちは変ですけれども、水みたいに止めたらちょっと生命に関わるということとは違うものですから、営業といえば、温泉を売りにして営業していることもありますし、個人の場合は別に温泉がなくても生活できないわけじゃないので、多分0か1か、どっちかぐらいにしてもいいぐらいじゃないのかなというように、温泉の場合は感覚的に思うのですよ。なので、滞納しているのであれば、温泉は止めても構わないわけですよ、ある意味。そうすると、滞納している人って判るので、その人からもうとれないのであれば、不能欠損をしていくのか、それとも、税金のように5年間になると時効になるので、それまでに契約をとっていつまでに払ってくださいという方法とれば、100パーセント回収は出来るのか、もう完全にとれないのか、なくなってしまう事もあります。営業の場合は、止めれば、営業、温泉なしで営業できませんから、払わざるをえない状況になると思うので、5パーセント引き当てで一応これを積立だけ積み立てて何かあった時にここからポツとやれば、まあいいという感覚で一応この5パーセントって充てていると思うのですけれども、そのへんは、企業課として、業者の方、特に営業の方は、取れないのか、取れるのかっていうのははっきりするのではないかと思いますけれども、そのへんはいかがですか。

議長（堤 和夫君） 企業課長。

企業課長（村松圭吾君） 営業の方は、ほとんど、時期が、遅れ遅れでも収納のほうはさせていただいております。ただどうしても、過去の分が、残っているようなところが数件ありますけれども、それは計画的に、今お支払いをさせていただいておりますので、完全に倒

産して夜逃げするようなどころでない限りは、お約束をしていただいた中で、毎月のお支払いをしてもらっております。税のようにというか、うちの方で5年以前のものもお話をさせてもらっている中で、定期的にお支払いをしていただくような体制をとってはおります。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） そうすると、引当てる先がないのだったら、これ別に必要ないっていう議論にもなるかと思うのですけども、取れないがあるので、それを前倒しして一応積立て、何かあった時にということの5パーセントって僕は理解しているのですけれども、お約束をして収納ができるのであれば、結局滞納しているものは0になってくわけですから、引当てる必要もないのではないかというふうに思うのですけども、そのへんはいかがなのですか。

議長（堤 和夫君） 企業課長。

企業課長（村松圭吾君） 逆に営業のほうはそういう形でやっておりますけれども、一般の家庭の方の分は過去の分が、もう払えない、払っていただいてなくて、なおかつこちらに居ないような方が何軒もありますので、どちらかと言うとそちらの方を対象にしたいなと思っております。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） そうするともうそれは、今の個人の方に限っては、ほぼ取れないという判断をしているのか、もし取れないという判断をしているのであれば、引当金5パーセントではなくて、もう欠損で落としてしまうとかしたほうが、会計的には、取れないものをずっと計上しといてもしょうがないわけですから、そのへんはいかがなのですか。

議長（堤 和夫君） 企業課長。

企業課長（村松圭吾君） 取れないものをいつまでも残しておくっていうのもありますけれども、まだ、詳細のほうちょっと詰めてない部分、不納に関しましては、1軒1軒の細かくは、その方のご家族等とかも含めた中で、調査を全部いきとってない部分もありますので、完全にもう無理だということであれば不納欠損の処理をさせていきたいと思っております。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） あのう私も、（聞き取り不能）

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

2番、芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 今の3ページのところでですけど、あの手当てのところですけどね、こ

の手当てについては、同じ職員が水道会計と温泉事業会計をやっているのだと思いますけれど、どうしてこっちがずいぶん少なくて、水道会計のほうがね、多いのか。これはどういう割り振りにしているのでしょうかね、人、人間を。

議長（堤 和夫君） 企業課長。

企業課長（村松圭吾君） 今、企業課6人職員おりますが、水道5人に対し温泉1名という形での計上しております。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） その5名と1名にしたってという理由は何なのでしょうかね。これは前に、監査委員さんのほうにもなにか、一時なにか指摘ありましたけど、これ5名にしていると、水道会計のほうに料金の方にはねかえるというような指摘が確かあったと思いますけれどね。これはだからちゃんと分けるというか、というような気持ちはないですか。そんな最初、なんでその5名と1名に。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それは、（聞き取り不能）

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第56号 平成28年度西伊豆町温泉事業会計補正予算（第1号）を原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤和夫君） 挙手全員です。

よって議案第56号は原案のとおり可決されました。

諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君）日程第12、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として、推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 西伊豆町田子1547番地の1

氏 名 山本 豊

生年月日 昭和23年11月3日生まれ

平成28年12月6日 提出

西伊豆町長 藤井武彦

提案理由といたしまして、山本豊氏が平成29年3月31日に任期満了とするため再選をお願いするためであります。

以上で説明を終わります。

また、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、委員の候補者として適任であると認めることに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、諮問第1号は適任と認めることに決定しました。

同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第13、同意第2号 西伊豆町監査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 同意第2号 西伊豆町監査委員の選任について。

下記の者を西伊豆町監査委員に選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 西伊豆町宇久須188番地の1

氏 名 浅賀和美

生年月日 昭和22年2月27日

平成28年12月6日提出

西伊豆町長 藤井武彦

理由といたしまして、浅賀和美氏が平成25年5月8日から平成29年5月7日までの監査委員をお願いしてありましたが、今回宇久須財産区議員に、立候補したことにより公職選挙法の監査委員の職のままで財産区議員にはなれないとの規定により監査委員を失職いたしました。逆の財産区議員が監査委員を兼任することは、問題ないとの地方自治法の規定により、今回選任したいものです。

任期は残任期間の平成29年5月7日までです。

浅賀氏の経歴につきましては、昭和44年3月に和歌山大学経済学部を卒業され、東京いすゞ株式会社、下田ドック株式会社、株式会社青木興業などの民間の会社の勤務を経て現在に至っております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 確認ですけども、財産区議員に出るってことは、公職選挙法で自動失職ということですよ。そうしますと、公職選挙法では、失職するけども、地方自治法では財産区の議員が町の監査をすることは問題ないと。ですよ。つまり、国のこのふたつの法律の、まあ整合性がある程度とれてない、というような解釈でよろしいのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） おっしゃるとおりです。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第2号 西伊豆町監査委員選任について、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、同意第2号は、原案に同意することに決定しました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

議長（堤 和夫君） 日程第14、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（堤 和夫君） 日程第15、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

議長（堤 和夫君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これにて平成28年第4回西伊豆町議会定例会を閉会します。

皆さん、ご苦労様でした。

閉会午後1時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員